

## 特定施設・指定施設等の設置届出に必要な書類

1. 届出書
2. 付近見取図
  - ・ 住宅地図等で構いません。
3. 特定施設の配置図
  - ・ 敷地境界が示された図面に施設の設置箇所を記載してください。
4. 騒音（振動）防止の方法
  - ・ 防音壁の設置、低騒音型機器の使用、防振ゴムの設置等の具体的な内容を記述願います。
5. 使用施設のカタログコピー
  - ・ カタログがない場合は、施設の写真（銘板の拡大含む）をご用意下さい。

以上5点を設置工事の日の30日前までに熊谷市役所江南庁舎2階環境政策課へ2部（正・副）提出してください。

旧妻沼町地内に施設を設置する場合は、妻沼庁舎地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に施設が設置されていて、未届出であった場合は、遅延理由書（任意様式）の提出をお願いいたします。

熊谷市 環境政策課 公害対策係  
電話 048-536-1548